

○大妻女子大学大学院長期履修学生規程

平成 15 年 1 月 23 日
制定

(趣旨)

第 1 条 大妻女子大学大学院学則(昭和 47 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 44 条の 2 第 2 項に規定する長期履修学生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(修業年限)

第 2 条 修士課程における長期履修学生の修業年限は、3 年若しくは 4 年とする。

(登録単位数)

第 3 条 長期履修学生が登録できる 1 学年あたりの履修単位数は、修業年限が 3 年の学生にあつては 15 単位、修業年限が 4 年の学生にあつては 10 単位を限度とする。ただし、特別の事情のある場合については、この限りでない。

(授業料等)

第 4 条 長期履修学生の授業料その他納付金は、学則第 47 条第 3 号及び第 4 号に定める総額を、長期履修学生として認められた修業年限で分割して納入することができる。ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 分割して納入する額は、別に定める。

(他の規程の準用)

第 5 条 この規定に定められていない事項については、大妻女子大学学則(昭和 48 年 4 月 1 日制定)及び大妻女子大学大学院学則(昭和 47 年 4 月 1 日制定)を準用する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。